

平成30年度 第1回安城市都市計画審議会議事録

日 時：平成30年6月8日（月）午後1時30分～

場 所：安城市役所本庁舎3階 大会議室

1 辞令交付

委員14名に交付

2 市長あいさつ

【神谷市長】

皆さんこんにちは。

本日はお忙しい中、平成30年度第1回安城市都市計画審議会にご出席いただきありがとうございます。

皆様には、ご就任のご依頼を申し上げましたところ、ご快諾いただきまして、心より感謝申し上げます。

また、前回から継続してお受けいただきました委員の皆様には引き続きよろしくお願ひ申し上げます。

委員の皆様におかれましては、それぞれのご経験やご見識から、本市の将来に向けた都市計画に貴重なご意見を賜りますよう重ねてお願ひ申し上げます。

さて、本市の最近の都市づくりに関する事業を申し上げますと、一つ目に油ヶ淵水辺公園の開園がございます。去る4月29日に開園記念式典が執り行われ、関係者や地元の方々のご出席により大変な盛り上がりを見せました。長い年月を経て開園した待望の公園でありますので、市内外問わず多くの方々に親しまれる公園となるよう期待しているところで

二つ目に、現在事業を進めております南明治土地区画整理事業において、市有地を活用し、JR安城駅周辺という立地を活かした土地の共同化及び高度利用化を図る優良建築物の整備を進めております。この事業を通して安城市の中心市街地にふさわしい活力のある都市拠点形成をまいります。

また、南明治土地区画整理事業は、これまで第一地区、第二地区と事業を進めてきており、現在は安城駅南西側の第三地区の事業化に向けて準備を進めている段階です。第三地区では地元協議会が立ち上がり、まちの活性化と快適な環境の創造に向けて地元の機運も高まってきております。

三つ目に、名鉄新安城駅の自由通路及び橋上駅整備事業を進めてまいります。エスカレーターやエレベーターが設置された橋上式の自由通路にすることにより、高齢者や障害者など誰もが安全で快適、便利に南北の往来や駅利用ができる環境づくりを行います。この事業をきっかけに、今後も新安城駅周辺地区のまちづくりをよりいっそう充実させてまいります。

本日の都市計画審議会では、皆様に第三次安城市都市計画マスタープランについてご審

議いただきます。

本市はいまだ人口が増加しており、人口減少の影響が現在のところ顕在化しておりませんが、都市づくりにおいては20年、30年後を見据えていかねばなりません。この第三次安城市都市計画マスタープランは安城市の将来を見据えた本市の都市づくりを方向づける計画でございますので、皆様からのご教授をお願い申し上げまして、私からの挨拶とさせていただきます。

3 会長及び副会長の選出

会 長 加藤 勝美委員（推薦）

副会長 石川 博委員（会長指名）

4 会長あいさつ

【加藤会長】

ただいま御推挙いただきました会長をさせていただきます、加藤勝美でございます。

この都市計画審議会において、安城市が定める都市計画に関する事項を審議し、よりよいまちづくりに貢献したいと思います。

私事ではありますが、先日春の褒章において旭日双光章をいただきました。これも皆様のおかげであると感じております。ありがとうございました。

今後も委員の皆様には格別なご指導とご協力をいただきまして、この会が円滑に運営できますようお願いを申し上げ、私からの挨拶とさせていただきます。よろしく申し上げます。

5 議題 （1）第三次安城市都市計画マスタープラン策定について

【加藤会長】

ただいまより、平成30年度第1回安城市都市計画審議会を始めます。

安城市都市計画審議会運営規則第10条第1項に基づき、議事録の署名委員を指名させていただきます。

本日の議事録の署名委員は、杉浦久子委員と、石川昌子委員をお願いいたします。

それでは、議事に入りたいと思います。本日の議題は、第三次安城市都市計画マスタープランについてです。

ここで、私から一つ皆さんにご提案ですが、この第三次安城市都市計画マスタープランについては、昨年度から本審議会でも議論してきており、その取り回しを石川副会長にお願いしておりました。その流れを尊重し、今年度の審議会におきましても、この第三次安城市都市計画マスタープランの審議の取り回しは石川副会長にお願いしたいと思いますが、皆さんいかがでしょうか。

特にご意見がございませんでしたので、石川副会長にお願いしたいと思います。

そのほか意見がございましたらお願いします。

【二村委員】

第三次安城市都市計画マスタープランですが、都市の基本方針を定める重要な計画であり、出来れば計画策定に携わりたいと考えております。

しかし、都市計画マスタープランが安城市議会の議決事件であるため、議決事件の作成に携わることが適切でない可能性があります。

そこで、大変恐縮ではありますが、第三次安城市都市計画マスタープランの調査審議については不参加とさせていただければと考えています。

当然、都市計画決定事項に関する審議には参加しますので、いかがでしょうか。

【加藤会長】

ありがとうございます。今の二村委員からの提案について、事務局としては問題ありませんか。

【都市計画課長】

本来、審議に参加いただくことについて特に問題はございませんが、市議会の議決事件であることに配慮いただき、都市計画マスタープランの審議については参加しないということでありましたら、問題ございません。

【加藤会長】

わかりました。

第三次安城市都市計画マスタープランについては、市議会で審議いただくため、市議会議員の2名の委員は審議については不参加でも問題ないとのことでした。

他に何かご意見がございましたら、ご発言をお願いします。

それでは、ここからの進行は石川副会長、お願いいたします。

【石川副会長】

皆さん、よろしく申し上げます。

それでは、議事に入りたいと思います。

議題「第三次安城市都市計画マスタープラン策定について」、説明いただきたいと思いません。

そして私からも一言申し上げます。第三次安城市都市計画マスタープラン策定につきましては、昨年度の8月から、「都市計画の主要課題と目標骨子」、「全体構想」そして「地域別構想」を議論いたしました。

本審議会での意見を踏まえ、そして骨子案のパブリックコメントへの対応を踏まえながら、本日の原案が出来上がったものと考えております。

そこで、事務局にお願いしたいこととして、これまで議論しました内容についても振り返りながら、原案をご説明いただきますようお願いところでございます。事務局、いかがで

しょうか。

それでは、原案全体につきましても、丁寧にご説明いただくものとして、事務局より説明をお願いします。

【都市計画課長】

都市計画課長の水野です。よろしくお願いいたします。

それでは本日の調査審議事項、第三次安城市都市計画マスタープラン原案につきましても、ご説明いたします。

原案につきましては、事前送付したものに加え、その更新版として、本日お手元に準備させていただきました。

不足がある場合は恐縮でございますが、お申し出いただきますようお願いいたします。

それでは説明に入ります。

まず、これまでの第三次安城市都市計画マスタープラン策定に関する協議状況等を振り返ります。昨年度の8月23日に第三次安城市都市計画マスタープラン（案）の作成に関する諮問をいたしまして、そこから都市計画の主要課題と目標骨子について、全体構想の策定について、地域別構想の策定について、ご審議いただいております。

ご審議に際しては、石川副会長に取り回しいただきながら、委員みなさまから多くのご意見、ご議論いただいている次第でございます。

また、全体構想の策定後、第三次安城市都市計画マスタープラン骨子（案）としてパブリックコメントを実施し、4名5件のご意見をいただいております。

本日は、これまでの都市計画審議会でもいただきましたご意見、パブリックコメントでもいただきましたご意見を踏まえ、これまでの内容をとりまとめ運用方針を定めた「第三次安城市都市計画マスタープラン原案」を報告させていただきます。

まず、第三次安城市都市計画マスタープラン策定に関する協議状況等を説明いたします。都市マスにつきましては、都市計画審議会での答申を受けた上、安城市議会での議決により策定されるものとなっております。構成については概ね4章で構成されており、その中でも策定に向けた課題の整理、全体構想につきましては、これらをまとめた骨子案としてパブコメを実施しております。本日には、本計画の運用を含む、2回目のパブリックコメントに向けた、計画原案の協議を行うものです。

それでは、冒頭に申し上げた通り、これまでの議論を振り返りながら、第三次安城市都市計画マスタープラン原案を説明いたします。

まず、第1章、第三次安城市都市計画マスタープランについて。こちらは第1回目の調査審議でご議論いただきました。原案で言いますと1ページから4ページとなります。

原案1ページでございます。

まず、都市計画マスタープランとは。都市マスとは、都市計画法において「市町村の都市計画に関する基本的な方針」を定めるものとされています。おおむね20年後の都市の姿を展望しつつ、おおむね10年後を目標年次（平成32年）とし、よりよい都市づくりの総

合的な方針を取りまとめるため、「安城市都市計画マスタープラン」を策定しております。

本市では、上位計画が変更されたこと、社会情勢の著しい変化をとらえ、平成 28 年度に都市計画審議会において中間評価を実施いたしました。この結果を受け、社会情勢の変更等の環境変化に早急に対応し、本市をより成長させるため、第三次安城市都市計画マスタープランを前倒し策定することとしております。

第三次安城市都市計画マスタープランの目的・役割はこちらとなります。原案では 2 ページ。

第 8 次安城市総合計画、西三河都市計画区域マスタープランに即し、都市計画法第 18 条の 2 の都市計画マスタープラン、そして都市再市特別措置法第 81 条の住宅及び都市機能に関する立地適正化計画をとりまとめたものとして策定を目指しています。そして、「幸せつながる健幸都市 安城」を都市づくりにおいて実現することとしています。

次に構成。原案では 3 ページ。

冒頭申し上げたとおり、本計画は 4 章で構成され、概ね 20 年、30 年後を見据えた都市づくりを展望し、目標年次をこれから 10 年後となる平成 40 年とします。また、構成につきましては、安城市の都市計画をとりまく、今とこれからの課題、全体構想、地域別構想、そして本日説明させていただきます本計画の運用で構成されるものとしています。

ここで、本計画の 3 つあるポイントの 1 つ目として、立地適正化計画との一体的策定を紹介いたします。

本計画は、全国初の試みとして、都市計画マスタープランと立地適正化計画の一体的な策定を目指しています。20 年、30 年、さらには 40 年後を見据えた都市づくりの視点として立地適正化計画の概念を導入し、居住・機能誘導の方向性、展望すべき人口そして情勢変化へ柔軟に対応するための準備を進めてまいります。その上で、これから 10 年における都市づくりを立案いたしました。

本内容につきましては、国などの関係機関と相談させていただきながら、考え方について問題なく、わかりやすさに努めることとしてご助言いただいております。

次に、第 3 章、全体構想について。

ここでは、第 2 章も併せて振り返り説明いたします。

こちらは第 1 回目に目標骨子を提案させていただきながら、第 2 回目の調査審議でご議論いただきました。あわせて、骨子案のパブリックコメントでご意見を頂戴いたしました。

原案で言いますと第 2 章は 5 ページから 12 ページ、第 3 章は 13 ページから 30 ページとなります。

本計画の全体構想です。原案では 13、14 ページ。

第 8 次安城市総合計画の将来都市像を都市づくりで実現することを目的とします。

そしてその将来都市像実現のため、都市計画の主要課題から導く、都市づくりにおける 5 つの目標を立案いたしました。こちらは第 2 章における「安城市の都市計画をとりまく、いまとこれからの課題」において、「今後重視すべき都市づくりの視点」をまちをつくる、まちをつかう、生きる力をつくる、安心をつくる、心地よさをつくる、これら 5 つにまと

めた上で、都市づくりの基本的課題を踏まえて5つの基本目標を立案いたしました。

ここでは、岩瀬委員、杉浦辰子委員、吉村委員からお話のあった、みんなでまちをどうするのか、どう役割をもってまちをよくしていくのか、をポイントに、みんなで取り組むという文書に、中根委員、榊原委員からお話のあった、農業と工業を大切にバランス良く育てること、野々山委員からはリニアだけでなく、アジア競技大会といった広域的な対流の機会を念頭におくこと、そして吉村先生、渡辺委員からお話のあった、いかにまちをつかうのか、をポイントにご意見を練りこみながら立案いたしております。

次に、原案では115ページの、将来都市構造の基本的な考え方につきまして、総戦における長期的な人口ビジョンに基づき、「20年、30年後」を展望した上で、概ね10年後の目標を設定いたしました。具体的には人口変動を経た平成72年の人口を展望しつつ、平成42年の人口を将来目標人口と定義いたしました。

ここでも吉村先生から、短期的だけでなく、超長期的な展望も持つべきではとのご指摘をいただいております。本計画では20年、30年、40年後といった長期的展望を持ち、その上でこれから10年の視点に立った都市づくりを検討することといたしております。こちらが本市において展望すべき都市構造のあり方・イメージとなります。

原案では17、18ページ。

ここでは、畔柳委員、石川昌子委員、そして榊原委員から、駅前、言い換えると本市の拠点に「何かある」こと、必要なもの・ことを駅前に凝縮していくことが大切ではそういったご意見がございました。そうしたご意見等を踏まえ、マチナカに居住を誘導し、マチナカへバランスよく立地する都市機能を維持・確保するとともに、長期的展望によるマチナカ拠点の形成のための高度・複合的な施設誘導を進めるものとして構想いたします。そして、マチナカ拠点形成のため、20年、30年後を見据えた地域の課題解決等のための誘導すべき施設を定義いたしました。ここでは、マチナカに維持・確保すべき機能、すなわちマチナカ都市機能として、第8次安城市総合計画の目指す姿から医療、福祉、商業、交流そして教育機能を定義いたしました。そして、20年、30年後を見据え、地域の課題解決のために誘導すべき施設として、居住と地域に必要な機能の複合施設、安城駅、三河安城新幹線駅周辺においては、都市・広域拠点にふさわしい広域的交流施設、といったものが誘導されるよう誘導施設を定義いたしました。

この点については、地域別構想の中でもご議論いただきました。石川昌子委員、畔柳委員からは行政サイドから見た必要な機能だけでなく、地域固有の課題解決に基づく特化した機能、例えば医療機能でも夜間診療機能といった、地域ニーズに対しても柔軟に対応できるよう整理いたしました。

これら長期的な立地の適正化方針を前提として、これから10年における土地利用構想を立案いたしました。原案では19ページ。

本市の特長ともいえる、イメージのようなコンパクトな都市構造をより深め、マチナカ拠点として定義した4つの駅を核としたコンパクトなまちづくりを推進されるよう誘導します。

こちらは、20年、30年後における市の成長を見据えた上で、これから10年において必要と想定される市街地の規模は人が住む市街地は約45～60ha、産業を育む市街地は約81haを想定します。以上から、“これから10年における土地利用構想”はイメージのとおりとなります。

杉浦久子委員、杉浦辰子委員そして中根委員からご指摘があったように、安城市ならではの農地の利用や維持のために積極的な保全を とのお話がありました。そうした意味でも、できるかぎり集約された開発であったり、産業であったり、農業経営であったり、そうしたバランスのとれた土地利用となるようされるよう整理いたしました。

ここで、昨年度実施いたしました骨子案のパブリックコメントでいただいたご意見において、近隣市との産業連携に関する助言をいただきました。

パブリックコメント後にその定義を見直し、改めて拡大市街地の検証を行った結果、西尾市との隣接部分について追加を行っております。

次に分野別方針です。原案では21ページ以降となります。

10分野にわたり、5Tとの関係について確認をしつつ立案いたしました。都市の骨格をつくる方針として、土地利用、交通体系の公共交通及び道路、都市施設の公園・緑地及び下水道・河川、市街地の形成方針、快適な暮らしを支える方針として、景観、自然環境・都市環境、安全・安心なまちづくりの醸成方針、そして、市民とともにづくり・つかう協創の方針、これらを定義いたしました。全体構想は以上となります。

次に、第4章、地域別構想について。こちらは第3回目の調査審議でご議論いただきました。原案で言いますと31ページから42ページとなります。

地域別構想につきましては、全体構想の地域版として立案いたしております。ここでは、第1回に深谷委員からご指摘をいただきました通り、地域の課題解決につながるよう、細かな分析をさせていただきました。一方で、計画としてできるだけコンパクトに、わかりやすさを確保していくことを念頭に、原案では見開きで地域毎の構想がみられるよう工夫いたしました。一般的には立地適正化計画、都市計画マスタープランのいずれもページ数がかさみ、一般の市民が見づらいつくりになっていると思われると思います。これからはまちづくりに携わるためのきっかけやしくみを積極的に検討していく必要があります、そうした読む気になれる資料を心掛けた結果でございます。なお、これまでの分析データについては、これからもウェブ上で公開してまいりますので、興味があればみることができるよう整理しております。

5つ地域がございます。

一つ目の地域、JR安城地域です。

本地域は、安城市の都市拠点、安城駅を中心とし、人口が高密度に集積し、都市機能の立地が充実した地域といえます。今後も高齢世代や子育て世代の暮らしやすさが高度に確保されるよう誘導が必要と考えられます。そのため、20年、30年後を見据え、安城駅周辺をマチナカ拠点区域とした上で、居住や都市機能を更に集積するよう誘導し高密度化を図ります。なお、集積に際しては、居住と地域の課題解決となる都市機能の複合施設や都市

拠点としてふさわしい交流施設が立地するよう誘導することとし、高密度な都市サービスの維持、向上を図ります。

その上で、これから10年における地域づくりを定めております。先ほど申し上げた、安城駅周辺を中心としたコンパクトな地域づくりを進めるなど、地域性を考慮した目標を設定いたしました。地域の基本目標を達成するための方針や、具体的に地域内で想定する方針は画面のとおりとなります。

続いて、三河安城地域。

西三河都市計画区域マスタープランに位置づけが示唆されておりますが、西三河の交流拠点として、三河安城新幹線駅を中心とし、人口が高密度に集積し、都市機能の立地が充実した地域です。今後も子育て・働き世代や高齢世代の暮らしやすさが高度に確保されるよう誘導が必要と考えられます。そのため、20年、30年後を見据え、三河安城新幹線駅周辺をマチナカ拠点区域とした上で、居住や都市機能を更に集積するよう誘導し高密度化を図ります。なお、集積に際しては、居住と地域の課題解決となる都市機能の複合施設や広域拠点としてふさわしい交流施設が立地するよう誘導することとし、高密度な都市サービスの維持、向上を図ります。

以上を踏まえた地域の基本目標です。三河安城新幹線駅周辺を中心としたコンパクトな地域づくりを進めるなど、地域性を考慮した目標を設定いたしました。

具体的な地域における想定方針は画面のとおりとなります。

続いて、北部・新城地域。

本市北部の地域拠点として、新城駅を中心とし、人口が密度よく集積し、都市機能の立地が充実した地域です。今後も高齢世代や子育て・働き世代の暮らしやすさが高度に確保されるよう誘導が必要と考えられます。

そのため、新城駅周辺をマチナカ拠点区域と展望した上で、居住や都市機能を更に集積するよう誘導し高密度化を図ります。なお、集積に際しては、居住と地域の課題解決となる都市機能の複合施設が立地するよう誘導することとし、高密度な都市サービスの維持、向上を図ります。

以上を踏まえた地域の基本目標です。新城駅周辺を中心としたコンパクトな地域づくりを進めるなど、地域性を考慮した目標を設定いたしました。

具体的な地域における想定方針は画面のとおりとなります。

続いて桜井地域です。

本市南部の地域拠点として、桜井駅を中心とし、人口が密度よく集積し、都市機能の立地が充実した地域です。今後も子育て世代や高齢世代の暮らしやすさが高度に確保されるよう誘導が必要と考えられます。

そのため、桜井駅周辺をマチナカ拠点区域と展望とした上で、居住や都市機能を更に集積するよう誘導し高密度化を図ります。なお、集積に際しては、居住と地域の課題解決となる都市機能の複合施設が立地するよう誘導することとし、高密度な都市サービスの維持、向上を図ります。

以上を踏まえた地域の基本目標です。桜井駅周辺を中心としたコンパクトな地域づくりを進めるなど、地域性を考慮した目標を設定いたしました。

具体的な地域における想定方針は画面のとおりとなります。

最後に、安城南西部地域。

産業軸を有し、工業地を中心とした住宅地や集落を中心に、人口が密度よく集積し、居住や機能が立地する地域です。今後も高齢世代の暮らしやすさが高度に確保されるよう誘導が必要と考えられます。20年後、30年後も引き続き、優良な農地を保全する大規模既存集落での居住を維持していくとともに、

都市機能が集積する市街地への、アクセス性を要することから、大規模既存集落周辺に立地する都市機能（公共交通）は、現状の維持と活用を図ります。

以上を踏まえた地域の基本目標です。地域を支える集落地等における、市街地へのアクセス性に配慮した地域づくりを進めるなど、地域性を考慮した目標を設定いたしました。具体的な地域における想定方針は画面のとおりとなります。

地域別構想の説明は以上となります。

最後に、第5章、本計画の運用について。こちらはこれまでのみなさまのご意見を踏まえ、本日の調査審議事項としてとりまとめたものとなります。原案で言いますと43ページ以降となります。

原案の43ページをご覧ください。

本計画では、これまでに設定されていなかった全体構想の進行管理を設定し機動的な見直しが行えるようにいたしました。あわせて、全体構想では拾いきれない、まちの課題解決に向けた取組が行われるよう、協創に基づくまちづくりを進めていけるよう整理いたします。

まず計画全体の進行管理。原案の44ページです。

計画全体については、はPDC Aサイクルによる管理とし、その中でもCに当たる定期的な評価を5年おきに実施し、見直し機会を創出いたしました。

原案の45、46ページをご覧ください。評価を行うための定量的指標につきましても、5T毎に成果指標、いわゆるアウトカム指標として整理いたしました。ただし、計画全体の評価については、定量的指標として整理したものだけではなく、社会情勢や効果発現状況に応じてより多角的に課題等が把握できるように努めるものとします。

その中で、都市構造分野における指標は、立地適正化計画の評価に該当する指標として設定しております。

ここで、最後のポイントとして、立地適正化計画策定に伴う、届出制度の運用について説明いたします。

本市では、20年、30年後を見据え、情勢変化へ柔軟に対応するための準備として、届出制度を運用いたします。こちらは、都市再生特別措置法で定める立地適正化計画に基づく届出制度となります。一定の規模、機能を有する施設立地を確認するために運用いたします。

原案の 53、54 ページをご覧ください。

画面上のイメージをご覧ください。市域があり、その中に市街地、マチナカ居住誘導区域、そして居住・都市機能集約の方向性を示すマチナカ拠点区域をイメージしたものです。まず、居住に関する届出としまして、こちらのような 3 戸以上の住宅の建築目的の建築行為及び建築等行為 などの行為につきまして、マチナカ居住誘導区域外で行う場合にその届出をしていただきます。そして、都市機能を有する施設につきまして、本計画で定めるマチナカ拠点に誘導すべき施設を有する建築物の建築目的の開発行為及び新築行為などの行為につきまして、マチナカ拠点区域外で行う場合にその届出をしていただきます。

なお、本届出制度につきましては第三次安城市都市計画マスタープランの議決により、本計画が策定された後、1 か月の周知期間を経て運用を開始する予定でございます。

次に、市民とともにづくり・つかう協創のまちづくり戦略について説明いたします。

原案の 47 ページ以降の説明となります。

マスタープランの策定にあたり、みなさまにも熱くご議論いただいた内容となります。審議会でも何度もご指摘があったとおり、まちづくりへの多様化するニーズに対し、行政だけでなく市民・企業もまちの課題解決に向け、役割を担うべきであったと記憶しております。

本説明では、協創のまちづくり戦略を定める前提をまずご説明いたします。

まず、社会情勢。これまでの都市づくりというのは、人口の増加、都市への急激な人口集中、そもそもの都市基盤・施設の整備不足等に対処するため、高度な都市を目指す「都市化社会」としてのハード整備が進められてきました。しかし、都市の成熟に伴い、立地する機能や都市活動そのものを重視するようになってきているなど、地域固有の課題と直結したまちづくりが必要となっていること、人口減少社会の到来から、公共施設の統廃合、利活用の検討をされるなど、民間の公益性、官民連携、持続可能性・自立性・多様性が重要視されつつあります。

言い換えれば、「いかにまちをつかうのか」ということを検討していく必要があります、こうした新しいまちづくりを行うきっかけが必要であると言えます。

そして、多様化するまちの課題解決においては、行政機能の代替、補完、そして収益事業などのうち、課題解決のために行うべき役割を分担していく必要があります、そうなるためのしくみづくりが必要となってきます。

さらに、まちづくりにおいて想定される施策について、ひとえに行政機能の代替・補完、収益事業と分類するにもたくさんやること、やれることがあります。これらは絶え間なく変わるまちの課題と同じで、まちにちょうどあう、まちでやることも目まぐるしく変わるはずです。だからこそ、不断の見直しが必要となると考えております。そこで、本計画では、新しいまちづくりを、協創と呼び、検討・研究を行うこととします。

この考え方には、第 8 次安城市総合計画と共有する 3 つの視点がございます。

まず、まちを使う都市型社会に対応したまちをつかうきっかけづくり、まちづくりに関するニーズの多様化に対応した役割を分担しあうしくみづくり、そしてニーズの変化に

に対応した不断の見直しを行うことのできるまちづくり、こうした視点が新しいまちづくりにおいて必要であり、その在り方を検討研究していく必要があります。

その中では、協創のまちづくりの基本的枠組み、流れを、人材育成、地域のニーズ、シーズを把握する、課題解決に向け実験的取組みを積み重ねる、まちづくりのプランを共有する、協創まちづくりを実践する、そして新たな課題の把握、とし、通常のPDCAによらないあたらしいまちづくりを検討してまいります。ここからは、協創の基本的な枠組みの構成に関する説明となります。

まず、地域のシーズ、ニーズの把握。このような市民協創のまちづくりを進めるにあたっては、まずは地域のシーズやニーズを把握することが必要です。そのためには、地域のまちづくりに参加できる組織や人材を把握し、様々な世代を交えた組織体制をつくり、地域の現状や地域で暮らし続ける住民のニーズを把握していくことが考えられます。

ここでご紹介する事例は、国土交通省が示している小さな拠点づくりに向けた組織体制づくりの例になります。

次に人材の育成。地域のシーズやニーズの把握とあわせて、人材を育成していくことも協創のまちづくりのためには必要です。協創まちづくりの実践を得て、新たな人材の育成や組織体制の強化を図ることで、これまで取組むことのできなかつた地域の課題を把握し、まちの維持管理を含めた新たな協創のまちづくりへ取組むことも期待されます。ここでご紹介する事例は、郷の駅づくりに向け、様々な取組みを進めながら、最終的に株式会社を設立した例になります。

つぎに、課題解決に向け実験的取組みを積み重ねること。このようなしくみづくりやきっかけづくりの次のステップとして、実験的な取組みを積み重ねていくことが必要です。

課題解決に向け実験的取組みを積極的、継続的に行い、市民意識の醸成・まちの魅力向上を図りながら、まちの目指す将来像やビジョンの実現を目指していくことが考えられます。ここでご紹介する実験的取組みの事例は、中心市街地にある低未利用地を有効に活用していくための社会実験を実施した例になります。こうした実験的取組みのその他の事例としては、中心市街地の低未利用においてコンテナを設置し多目的利用を図るなど、様々なイベントを開催した例や駅前の歩道空間を活用して、地元の有志、企業、大学、行政が役割分担しながら、まちの賑わいを高めることを目的とした社会実験を実施した例などがあります。

次に、まちづくりのプランを共有する。こうした実験的な取組みを積み重ねながら、必要に応じて、まちづくりのプランを作成し、その共有を図っていくことが必要です。実験的な取組の積み重ねより得られた知見やノウハウ、明らかになった問題や課題等を踏まえ、必要に応じて、地域の目標、課題解決の施策、まちづくりの役割分担をまちづくりのプランとなるわたしのまちのマスタープランで策定し、共有を図ることが考えられます。このプランの作成にあたっては、まずは、都市計画マスタープランにおける全体構想、地域別構想といった大きな目標を共有しつつ、まち固有の課題や目標の共有を図る必要があります。こうした実験的な取組みを積み重ねながら、必要に応じて、まちづくりのプランを作

成し、その共有を図っていくことが必要です。

実験的な取組の積み重ねより得られた知見やノウハウ、明らかになった問題や課題等を踏まえ、必要に応じて、地域の目標、課題解決の施策、まちづくりの役割分担をまちづくりのプランとなるわたしたちのまちのマスタープランとして策定し、共有を図ることが考えられます。このプランの作成にあたっては、まずは、第三次安城市都市計画マスタープランにおける全体構想、地域別構想といった大きな目標・ビジョンを共有しつつ、まち固有の課題や目標の共有を図る必要があります。

そして協創まちづくりを実践する。これまでのようなステップを経て、最終的に協創まちづくりを実践していくことが必要です。目標の実現に向け、従来の役割分担にとらわれず、民間活力を効果的に引き出すことができるよう、ソフト型施策やハード誘導型施策を官民協創で進め、民間投資を面的な市街地整備へ誘導していく必要があります。ここでご紹介する事例は、NPO法人が中心となって駅周辺エリアでエリアマネジメントを実施し、公園管理や地域講習活動で、行政や地域企業も支援し、協働でまちづくりを行う例になります。ほかにも、民間の活力を生かしながら、簡易な公共施設の整備にあわせ、敷地の整序・集約化に主眼をおいた区画整理を実施し、良質な都市環境を形成していく例などがあります。

こうした市民協創のまちづくりの中では、新しいまちづくり手法の積極的な実践を検討すべきといえます。これは、まちの課題へ柔軟な対応ができる仕組みとして、まず行動すること、そして事業とまちの相性を確認すること、そしてよりまちにあった実践を検討することです。なお、きっかけ、しくみを兼ね備えた新しいまちづくりのあり方につきましては、まちマスとして検討研究を進め、積極的な実践を検討するための包括的基準、まちマスサポートの策定とモデル地区での先行実施していけるよう予定しております。本計画の運用、そして原案についての説明は以上となります。

その他連絡事項です。

都市マスは昨年度8月から都市計画審議会で調査審議を進めており、これまでに地域別構想まで審議いたしました。今後、6月8日の都市計画審議会を経て、から一ヶ月間、都市マス骨子案につきましてパブリックコメントを実施し、都市計画審議会で審議を行った上で、平成31年1月を目途に公表・運用いたします。

報告は以上となります。

【石川副会長】

ありがとうございます。説明が終わりました。

冒頭申し上げたとおり、今回の審議会はこれまでの議論をとりまとめたものとして説明いただいております。説明にもありましたとおり、各委員からのご意見が反映されたものとなっていると理解いたしました。

また、本計画の運用の中では、今後の社会情勢の変化に柔軟に対応するため、5年に1度評価を行うこととしていました。そしてその際に、都市計画審議会での評価、場合に

よっては見直しを議論することとなっております。これからも都市計画審議会を「都市計画のあり方を議論する場・発信する場」として是非活用してもらいたい。そう感じていますが、深谷委員いかがでしょうか。

【深谷委員】

事務局から説明があったのを聞いておりました、特に現在進行しているこのマスタープランに比べて今回のものは、20年後30年後という少し長いスパンの中でまちづくりをしていくということで、特にマチナカ拠点の形成ということで、マチナカの4拠点に居住を集積させるとか、施設を集積させるという形の明確な方針が示されたことは、私は大変わかりやすい方針ではないかと思っています。

ただ、あえてこの課題には書いてないですけど、特に将来の人口の形成に必要な20代から30代の女性や、若い人たちが住みやすいまちをつくらなければいけないと、全くそのとおりなのですが、またこういう集積をする過程で、例えば、土地の値段が非常に高くなってしまったりとか、いろんな意味で障壁になってはいけないと思います。ですから、まさに石川委員がおっしゃいましたが、常にPDCAというか、この委員会の中で、問題点をチェックしながら、改善していかなくてはいけないということを、今後の運営の中で従来と違う、PDCAがより効いた運営になっていくように、今後進めていっていただきたいと思っています。

【石川副会長】

ありがとうございます。本計画の審議は、非常に多くのご意見をいただいており、活発な議論ができたことに審議会としての意義を感じたところです。様々な立場・角度から都市マスの議論が可能ですので、これからもぜひ、見直しなどで審議会を活用いただきますようお願いいたします。

今までと違うことは、本当に意見が反映されたマスタープランであり、そのまま意見が反映されています。

本当に大事なことですし、地区も今深谷委員が言われたように、先の、先の、先も考えなければいけないということで、中間時点で、もう一度見直し、悪いところは直そうと、そういうことが今後、大切な事になってくるのではないかと思います。

都市計画課長にはよく説明していただきましたが、せっかくの機会なので、今までの議事録を見てどのように感じられたのか、ご意見があればお願いします。また、事務局の前田さんにもご意見を伺いたいのですが。

【都市計画課長】

先ほど紹介をさせていただいたこの本計画の運用で、大きな市全体のPDCAだけではなく、1番小さな地域、あるいはまちのPDCAを回すということが、ここで提案ができたというのは本当によかったのではないかと考えております。実際にこのまちの中でPDCA

Aを回すということは難しいとは思いますが、これで実際にある程度手法が明示できて、実際に取り組んでいくことができたなら本当にいいのではないかと考えております。

【石川副会長】

はいありがとうございました。

前田さん、どうですか。

【都市計画課技師】

私からも一言申し上げます。

都市計画マスタープランの見直しの担当としてこれまで都市計画審議会に携わらせていただいた中で、副会長がおっしゃられるとおり、審議会の議事録が、かなりボリュームがあります。見返すと、こんなにたくさんのご意見・ご議論をいただけたと振りかえることもできて、都市計画審議会でこのような活発な議論ができることが予想外にすばらしいことなのかなと感じました。

また、今申し上げた本計画の運用の進行管理の中で、5年に1回は計画を見直していきましょう、という中で見直し体制として都市計画審議会をこれからも活用させていただければ、と書かせていただいています。今後もこのような調査と評価の中で、本計画におけるご議論のように関わっていただけると大変助かります。

【石川副会長】

ありがとうございました。その他にもご意見をお伺いしたいと思います。発言されたい方がありましたら挙手お願いしたいと思います。杉山委員どうぞ。

【杉山（厚）委員】

基本的なところは、我々も賛成をするということで、このコンパクトシティの考え方には非常に共鳴するところがあります。また、農業者の生産基盤である農地の開発も極力抑えていくということも考えていただいているとのことでした。

そういった中で、今、市街化区域内の農地での都市農業振興も承認をされてきているということで、市街化区域内での農地の考え方について、もう少し早い段階からお話をおけばよかったのですが、平成4年から始まった生産緑地指定が2022年に切れてくるということになるわけで、安城市内には約16haほどあると思うのですが、この計画の運用の中でも、細かな地域でのPDCAで、稲作での対応も可能なのではないかと考えているのですが、このあたりの考え方がはっきり見えてきませんでした。もしその点について何かあればお伺いしておきたいと思っております。

もう1点が、市街化区域以外の農業振興地域についてもご意見が出ていましたが、優良農地は残していきたいと思っております。また今、農業の産業化ということで、農家の方も集積をしてきているわけですね。こういった中で、突然の意向で、20ha、30haといった規模

の農地が公有地に変わるなどとなった場合、集積が困難になり、要は失業という状況になるわけです。そのようなことになる前に、それに対する代替地や補助についてなど、運用の中で考えていただければということ、我々の意見として留めておいていただければ、と考えております。

【石川副会長】

ありがとうございました。これは、生産緑地法という法律も関係してきますので、難しいことになると思いますが、参考ということで、考え方などがあれば、少しお話しいただけるとありがたいと思います。

【都市計画課長】

まず、都市計画マスタープラン中で緑に関しては、全体構想の中で、都市施設の公園・緑地の形成方針を定めております。

本方針については、別に定める緑の基本計画に基づいた公園・緑地のあり方を記載いたしております。よって、公園・緑地に関しては緑の基本計画で定めるもの、ご議論いただくものでございます。その上で、当計画の中において市街化区域の中の一つの緑地として生産緑地に関する位置づけはしております。

【石川副会長】

そうですね。杉山委員がお聞きになりたいことは、つまり生産緑地は、2022年に期限が切れる第一波が押し寄せてくるということで、そうなった時に、これは買い取り請求というのがおきます。あとは、これは買いましょうということで、そのまま買った後に緑地にすることは可能なのですが、そういうことではなく、それ以外のところも、全体的な感覚としては、農地がやっていけるのかどうか、どのように誘導していくのか、という点がお聞きになりたいのではないかと思います。いかがですか。農業としてやっていくことは可能ですが、宅地化されれば課税状態も変わるわけで、難しい問題もありますが、考えていないなら考えていないで構わないと思います。ここでの議論とは別のものと考えられるため、あえてお答えをいただかなくてもいいかもしれません。

【杉山（厚）委員】

事務局や副会長からご説明いただきましたとおり、ここで議論するものとは別の部分だと思しますので、それは改めて違った領域で話をすればいいと思います。

【石川副会長】

もうひとつ、農地をしっかりと保全していきたいということについては、調整区域の中の既存宅地も、農地に戻すということも可能です。市街化調整区域の既存宅地を逆転用するというのも可能であるということ、前回の調査審議において申し上げました。実名を

挙げてもいいということで許可をいただいているのですが、前の農協の組合長さんの農業用倉庫は昭和46年ぐらいから宅地になっているのですが、3カ月ぐらい前に地目を変えて農地に戻しました。非常にきれいな農地がまた再現されたわけですが、そういうことも、当時お話ししましたし、2033年には、集落の中では3軒に1軒ぐらいが空き家となる可能性もあります。そういう時に、地区の協定や、あるいはその地域別のミニ区画整理という形でそこを活用して、分家が優良農地に建ってしまわないように誘導していけるというのではないのでしょうか。

【榊原委員】

先ほどの生産緑地の話ですが、2022年に第一波が来るということで、行政のほうで土地を買い取っていただき、公園や都市緑地として管理をしていただけるといいと思っていました。逆に、市街化区域内の都市農地で農地として活用していくことについては、地権者がその農地を維持管理していくことは、これからとても難しくなっていくのではないかと思います。農地が緑地として残ればいいのですが、転用され緑地は減っていくというのが当然の流れではないかと考えています。

それともうひとつ、地域別構想の地域拠点についてですが、以前聞いた講演会で三河安城駅についてグリーンアグリシティという言葉を使っており、感銘を受けました。あの地域に農業体験ができるようなものと考えていけたら、市民が集えて、安心、安全、元気で楽しく過ごせるまちになるのではと思ったのでここで発言させていただきました。

【石川副会長】

貴重な意見をありがとうございました。

生産緑地のことはひとまず置いておいて、別のことでご意見をお伺いしたいと思います。鳥居委員どうでしょうか。

【鳥居委員】

三河安城は約60haが市街化になるだろうということで地元のまちづくり協議会が動き出しているようですが、やはり新安城、三河安城と桜井も踏まえながら、しかも榎前の工業団地も今から進んできますので、そうした中で、この居住できる空間を増やししながら、いろんな施設も入れながら、工業的なものも、優良農地も潰れますが、そういうことも含めて、安城市の人口は20万以上になってくると思いますし、そういうことも含めていろんな生活拠点など、地区の発見できればいいと思いますし、何か不安もありながら、やはり、生産緑地は多少出るだろうと思いますが、大きくは出ない状況だろうと思っております。

安城市の発展のために、農業はもちろん、市街地、それから工業というものの構造の中でマスタープランが出来ておりますので、より一層、先ほど出ましたPDC Aを検討しながら、皆さん方の知恵でよりよくしていただくようお願いしたいと思っております。

【石川副会長】

ありがとうございました。

それからもう1人ご意見をお伺いしたいと思います。

知立建設事務所長におかれましては、前任の野々山委員から水野委員へバトンタッチいただき、本プランの調査審議は初めてご参加いただいております。県として、あるいは初めて出席された立場、どちらでも結構ですが、ご意見いかがでしょうか。

【水野委員】

愛知県の知立建設事務所長の水野でございます。この4月から就任しております。

このマスタープランの案につきましても、昨年度皆さん議論いただきまして、安城市の将来に向けて非常に良い物ができていると感心しております。

ただ、今日ここで一つ話させていただきたいのが、立地適正化計画の考え方です。

立地適正化計画というものが都市再生特別措置法の中で新たに位置づけられまして、住宅や都市機能の立地適正化を図るということで、これはマスタープランと一体となって計画づくりをしていくものです。今回この安城市の立地適正化計画に関しましては、このマスタープラン、まさにここの中で一体となった立地適正化計画ということで、先ほど説明の最初にもありましたように、全国で初めてのケースということで、非常に新しいチャレンジをしていただいております。大体全国のどこの市も、マスタープランの改正があるときに、立地適正化計画も一緒につくる場合はありますが、マスタープランはマスタープランで、この要素を取り入れて立地適正化計画を別冊でつくるというのがほとんどです。これに対して、今回この一体となったもの、新しいものをつくるというチャレンジをしていただいておりますが、まずこういった新しいやり方をやろうとした考え方を、お聞かせ願えないかと思います。

【石川副会長】

第一次マスタープランの時も第二次の時も委員でした。

第三次も、ご縁があつてこのように取り回しをさせていただいておりますが、本当に皆さんの意見を反映して、本当にしっかりした趣旨になっていくような、都市計画法上ですから難しいところもありますし、余り具体的にはならないところもありますが、その範囲でしっかりしたもの、誰が何をどのようにという点など、的を絞ってやっていただけるとありがたいというお願いをして本会議を始めました。事務局の前田さん、どうですか。

【都市計画課技師】

都市計画マスタープランの見直しは、実は平成28年から既に始まっております。今の第二次安城市都市計画マスタープランの中間評価を行ったのが平成28年度でございます。その際に、次の都市計画マスタープランどうあるべきなのかということを検討していく中、立地適正化計画と都市計画マスタープランを同時につくられている自治体がありました。

札幌市なのですが、両計画のパブリックコメントを拝見すると、どちらも同じような計画で違いがわかりにくいという話がありました。行政サイドは20年30年と10年と分けて整理することはたやすいことなのですが、一般市民から見て、多分同じまちづくり、都市づくりなのではないかという着眼点で、それならば一つにしてみようというチャレンジをさせていただいた次第です。そもそも、都市計画マスタープランはおおむね20年後を見据えつつ、これから10年を目標としてまちづくり定めるとしますので、その20年をもう少し明確にしてみようというところが一体的な策定のポイントになると考えます。

【水野委員】

非常に新しいチャレンジでいいと思います。一つだけお願いなのですが、立地適正化計画が公表されますと、先ほども説明がございました資料の53ページにありますように、届出制度ということで、いわゆる拠点区域外でこれに伴うような建物を建てられるときには、届け出が住民の方に課せられます。

それに関しましては、立地適正化計画につきましては都市再生特別措置法に基づいて、公表するという手続があり、マスタープランは都市計画法に基づいて公表するという二つの法律に基づいた公表を忘れないようにやっていただきたいということをお願いしたいと思います。以上です。

【石川副会長】

ありがとうございました。

本計画の審議は非常に多くの意見をいただいております。活発な議論ができて、今日もいろんな意見が出てきています。それが形になってでき上がったのがこのマスタープランですので、本当に貴重な御意見を皆さんにいただいてありがたいなと思っております。思いは一つで、5年に1度本当にしっかり見直しをしていこうと、そしてその都市計画審議会でも、それも少し軌道修正もできるであろうと、そういうことが大切なことなのだろうと思っております。

話は変わりますが、これからのまちづくりにおいて必要な「まちをつかう」こと。実証的な取り組みを模索しながら、目標の共有や役割分担、施策の想定などを産官学挙げて取り組まなければならないのは、これまでの審議会でも議論されていることであり、本計画はその足掛かりになるものかなと感じております。今回計画の策定としてかかわられた臨時委員の石川委員、畔柳委員そして吉村委員、例えば本計画の運用で参考になるような地元での取り組み、担い手づくりにつながる取り組みなど、何か事例やご意見がありましたらお聞かせいただけますか。

【石川（昌）委員】

もともと市民団体の自転車教室に関わらせていただいていた、もともとは自分が運動を教えたりしているところから何か役立つものがあればいいと思い、活動に参加させていた

だいています。そこでは、市役所の方、業者さんなど、いつもと違う方と関わったり、市民が参加しやすい環境にあるため、交流を深めたりすることもできますし、自転車でマチナカを走るということを安城市が進めていると思いますが、そういうものを知っていただく良いきっかけにはなっているのではないかと感じています。

ただ、本市に何かしら関わっている人というのは、さらに人との繋がりも増えて、より関わりが深くなっていくということを感じております。一方でそこに関わり切れなかった方が、今後どう関わっていいのかわからないままなのは、と思う点も課題としてあるなと感じております。

営利目的であっても、市民の方が住むことを考えたイベントなどの企画や開催しやすい環境になっていくと、もっと市の方が関わっていけるのではないかと考えています。

また、市にどうすれば関われるか、市民が見やすくという観点で考えたときに、テレビを見て感じたことの中で、市で働く、市で税金を納めるといった点で、ふるさと納税が気になりました。肉などがもらえるから税金を納めたい、という動きが出てきていると思うのですが、安城市の中で税金を納めたとき、安城市に何か貢献したときに、それが何かメリットとして返ってくるようになれば、自分が興味を持って、この市のここをこうしたいから、私は税金を払います、貢献します、というような関わりが出来ていくと、少し皆さんの考え方や興味の視点が変わってくるんだらうなと感じました。前の審議会で提案させていただいたような夜間診療のできる病院をできるよう、私はこの税金を払いたい、貢献したいと言ったように、税金や人の力を活用していけるのではないのでしょうか。

また、それに共感してくれた市外の方々も、ふるさと納税かわからないですけど、税金を納めてくださって、市に貢献してくださって、安城市がより発展していけばいいと思います。以上です。

【石川副会長】

ありがとうございました。

文字どおり魅力あるまちにすれば、そういうことになるわけなので、そういうまちにしたいということです。畔柳委員どうですか。

【畔柳委員】

きっかけづくりというところで、この文言が出てきたことがうれしかったのですが、それぞれ農業などご心配されているところもあるのですが、農業や工業、農業でも、地方で耕作をしてマチナカに出るきっかけ、例えばマルシェや郊外で開催している展覧会をマチナカで開くなど、あと地域の方々の子供たちや親子の勉強会など、地域の参加型にできるような、そういうきっかけづくりがいいまちになっていくのではないかと思います。

例えば、先ほどの石川委員からふるさと納税の使い道などもありましたが、物が届けばもちろんうれしいのですが、例えば地域のマルシェや展覧会などを開いたときに、市民の方にそこで使えるチケットだとか、そういうものがあるとまちで行うイベントなどに参加

しやすかったりするのではないかと思います。

あとは、自宅の近くに白山神社というのがありまして、ここで祖母の時代から通っている市場が開かれています。最近では、だんだん店舗数が減ってきてまして活気も減ってきています。こうしたイチは、近所の方には知られている部分もあるのですが、やはりこういうところで行政も含めて、こういう活動などを把握する、広く告知するように努めていただくと、まちを知るきっかけづくりになっていくのではないかと思います。

【石川副会長】

ありがとうございました。畔柳委員の言ったように、自分の言ったことがそのまま反映されているのがうれしかったということです。本当に、皆さんの意見がそのまま反映されています。大変意義があることだと改めて感じました。

吉村委員どうですか。

【吉村委員】

今日は第5章の運用の部分をご一緒に確認する場面なのだろうと、皆さんの話を聞いていて思いましたが、確認の意味を込めていくつか意見を述べたいと思います。

不断の見直しをするということについて、今回も一応計画の中で人口あるいは財政見通しの前提は、ある種の予定、想定の中で考えられているのは、実際、今社会はすごく流動的であり変化が激しい中で、2年3年で大きく変わってくるところもきっとあるだろうから、それを踏まえてより次の世代に向けた計画のありよう、あるいは計画実施のありようというものを、模索されているからだと理解しています。

その中で恐らく先程議論していた2022年の生産緑地の話は結構インパクトのある話だという気もしており、あるいは、もう一つ副会長からも話があった空き家の話も両者ともにスポット的に出てくる恐れについてはすごく気にしておく必要があるのではと思っており、計画上で話をしつつも、例えば、今の農地の部分が宅地化されてマンションが建つという話も結構大きなインパクトがありますし、空き家も出るときには出るでしょうし、今、国でも問題になっているのは他方でスプロール化を懸念しながら、内部にはスポンジのように空き家が出てくるような、両方が現象として生じてくるということは、やはり抑えていかななくてはならないということは、多分議論されていると思うので、そういった実情を踏まえた機動的な対応と、きっと大丈夫だという楽観的な見通しを進めるのは、やはり心配なところもあると思うので、そのあたりの不断の見直しをしっかりとしないといけないと、他方ではスプロール的に住宅が建ち、他方では空き家が出る、でも一方で計画的に住宅地を供給するような、財政的に見ても矛盾するような状況は避けながら、計画的に物事を進めていくということはすごく大事なのではないかと考えていました。先程の皆さんの意見を聞いて改めて深く思ったことです。

その上で、運用の中で、本来だったらもう一歩先の具体的な進め方の話は、せっかくなので踏み込んでほしいというのがあり、13 ページの中で、例えばエリアマネジメントの話

で、50 ページあたりを想定してその辺の話が書かれているように思えるのですが、公共空間で普段余り使われてないところは、むしろ積極的に使っていくというようなメッセージをもう少し打ち出すなど、手段としての話だけではなく、民間企業や地域のまちづくり市民活動団体などに積極的に使ってもらうことから、結果的に駅中心に人が集まってくるような状況を、実験的にでもやっていくようなメッセージはもっと出してもいいのではないかと、今日の話聞いて思います。

あと、文面的に気にかかるのが、50 ページに民間まちづくりにおいては、行政機能の代替補完を行うことで事業施策の推進を図り、というのは代替して補完するのが民間まちづくりという言い方で、50 ページの、上から三、四行目、あるいは表も、行政機能をいかに代替するか、補完するかというのは、対等的な意味合いで語ってないような、民間もそういう機能を果たすし、行政もそういう機能果たすというのは、今時の書き方なのかという気もするので、行政ができないから誰かが代替している、誰かが補完しているということではないと思ったのでその部分だけ少し気にかかりました。ありがとうございました。

【石川副会長】

ありがとうございました。課長よろしく申し上げます。

【都市計画課長】

今ご指摘がございました本計画の運用上の表現については、検討させていただきます。

【石川副会長】

そのようにお願いしたいと思います。

最後に、野田教授に総評ということで、お願いできるとありがたいのですが。

【野田委員】

先ほどの農地については46 ページのところに、成果指標という形で示されているのですが、この中に農地というものがありません。産業用地の中に含まれているのかもしれませんが、市の面積は決まっていて、産業用地を誘導しますということは、一方で農地を減らしますという、逆の言い方になります。

前のところの説明では、農業も大切ですよという体ながらも、最終的な指標にその数字が出てこない。あるいは緑の減少を抑制しますとあります。緑も減りますとここで認識しているのです。その中で、農地がどこかに消えてしまっているということが非常に残念なところだという気がします。農業が産業としての位置づけがあるのであれば、しっかりところの中に入れていただきたいと思います。それから、このマスタープランの原案の書き方なのですが、目次では第1章と書いてありますが、その中に行くと章の文字がなく、目次と本文が対応しておらずわかり辛いので、ぜひ修正していただきたいと思います。

【石川副会長】

ありがとうございました。前田さん、どうぞ。

【都市計画課技師】

見やすさに配慮したと言いつつも、配慮できていなかった点についてお詫び申し上げます。整合させていただきます。

【石川副会長】

整合していただいて、間違いのないようお願いしたいと思います。もう 1 点表現で、お願いします。

【野田委員】

この文書の中ではこれからの 10 年という表現について、あるところでは 10 年後という表現があるのですが、これはどういう意味合いなのか、20 年後、30 年後というのは明確にその視点に立って、という 1 点ですが、これからの 10 年という視点は 10 年後という意味なのか、そこだけ教えてください。

【石川副会長】

言葉の定義になりますが、これからの 10 年、今から 10 年です。ですが、20 年先のことまで考えてということなのですが、言葉の多少の不整合な部分もあるので、しっかりと直していただけるとありがたいと思います。

野田委員の言われたように、書きにくいことでも、都市計画法上でどうするかということであり具体的な案ではないので、そこまでいく指針も、余りきれいな文章ではなくても、はっきりと書いてしまえばいいと思います。だめなことはだめ、できることはできる、でもこういうことやらなくてはいけない、そういう形で若干の修正ができれば、次にご提出いただくとありがたいと思います。

部長、一言どうでしょうか。

【都市整備部長】

第三次安城市都市計画マスタープランの策定は、都市づくりの視点で進めてまいりました。本日も議論いただきました中で、本プランにおいて農業との関わりが余り感じられないという指摘があったかと感じております。この点につきましては、本市では農業振興計画がございまして、その中で農業のあり方について定めていくこととなっております。本プランの中では、農業の振興、また緑地の保全に配慮していくものとしており、農地からの転用により開発される、現在実施中の榎前の工業団地につきましても、農業振興計画としっかり連携しながら進めているところでございます。また生産緑地に関しては、緑地のあり方を定める緑の基本計画がございまして、よって安城市全体のあり方は、これらの計

画が連携しながら、総合的に都市構造、産業構造が決まっていくものであり、本プランにおいては都市づくりの視点でその一部を定めていくものである、その点をご理解いただければありがたいと考えます。

【石川副会長】

ありがとうございました。他にはどなたかご意見ございますか。それでは畔柳委員お願いします。

【畔柳委員】

調整区域と市街地の間で農業について一線を引かれているような感じがしており、例えば、都市の中での農業のあり方があるのではないのでしょうか。

都市の中の話ではあると思いますが、農業は別だからというような感じになっているので、安城は農業都市なわけですから、都市の中での農業のあり方というのもちよっと入れたほうがいいのではないかと思います。

それと、資料は細かくて大変わかりやすいのですが、パワーポイントで説明いただいているものと一致していないように見えて、少し見にくかったです。

【石川副会長】

具体的な意見が出てきますが、それをきれいごとで済ましてはいけないと思います。本計画だけに留まらず、しっかりと一つ一つ詰めていかなくてはいけないし、解決していかなくてはいけないと思います。

今までの審議会も倍ぐらいの時間かけて、全員の方に3回以上のご発言いただいて、本当に慎重な熱い議論ができたと思います。これは本当に皆様のご協力の賜物であり、厚く感謝を申し上げたいと思います。

本日のご意見も次には反映ができるように、そして最後に畔柳委員のご意見のように、説明をするときに課長に具体的なページ数を一言つけ加えていただければ、いいのではないかと考えております。

おおよそ皆さんからのご意見はいただきました。審議のほうはこれで終わりたいと思います。

これをもちまして、本日の第三次安城市都市計画マスタープラン策定に関する議題は終了しました。

本日の議題は以上です。会の進行を事務局に返します。

【都市計画課長】

熱心なご審議ありがとうございました。

最後に今年度の審議会の開催予定についてご案内申し上げます。

委員におかれましては大変お忙しいなか恐縮ではございますが、今回と合わせて4回開

催させていただき予定をしております。

事前に通知させていただきましたが、第2回の開催日は、9月11日火曜日、午後3時から開催いたします。第3回目は11月21日、第4回目は1月29日を予定しております。それぞれ開催日が近づきましたら詳細をご案内いたしますのでよろしく申し上げます。

説明につきましては、以上でございます。

【都市計画課】

これをもちまして、平成30年度第1回安城市都市計画審議会を閉会いたします。

本日は誠にありがとうございました。

以上